様式第十一　（昭三九建令九・昭四二建令三四・平一七国交令六六・一部改正）

表

第　　号

身分証明書

住　　所

職名及び氏名

右は、土地収用法第六十五条第一項第三号の規定に基いて左記のものを実地に調査する者であることを証明する。

記

所　　在

土地又は物件

年　月　日

収用委員会　印

裏

土地収用法抜すい

第六十条の二　収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務（裁決及び決定を除く。）の一部を委員に委任することができる。

2　収用委員会又は前項の規定により委任を受けた委員（以下「指名委員」という。）は、必要があると認めるときは、第六十五条第一項第三号に規定する事務を、収用委員会の事務を整理する職員に行なわせることができる。

第六十五条　収用委員会は、第六十三条第四項の規定による申立が相当であるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

三　現地について土地又は物件を調査すること。

3　第六十条の二の規定によって委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。